第142回　法務事務所便り
～健康診断の実施後の注意点！～

公認会計士・行政書士
杉浦登事務所
主任 鵜飼 今日子

健康診断は実施さえすればよいというものではなく、会社は従業員が健康な状態で働き続けることができるように、健康診断の結果に基づいて必要な措置をとることが求められています。

健康診断実施後の流れ

健康診断の実施

↓

健康診断結果の通知

医師等による診断区分の決定
診断区分（一例）

異状なし　／　要観察・要医療

→

① 健康診断結果の通知及び管理

- 健康診断個人票の作成
- 健康診断結果の記録の保存（5年間）
- 「定期健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署へ提出
（※常時50人以上の労働者を使用する場合）

↓

保健指導の実施

特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師または保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

② 医師等からの意見聴取

就業区分

通常勤務でよい	勤務に制限が必要である	勤務を休む必要がある

≪無料で対応してもらえるお薦めの機関≫
一宮地域産業保健センター
〒491-0076
一宮市貴船町3-2　一宮市医師会館内
☎（0586）71-7531

※ただし半年以内の検査結果でないと診てもらえません。

③ 健康診断実施後の措置

医師等からの意見を勘案し、その労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行う必要があります。

～注意していただきたい点として～

労働者とは、社員に限定されていないことです。１年以上継続雇用（予定も含む）、かつ所定労働時間が週３０時間以上の場合のパート・アルバイトも定期健康診断を行う必要があります。

http://www.sugiura - kaikei.jp

公認会計士
行政書士
杉浦登事務所(0587)23－3100　鵜飼・土持まで。